

国民年金からのお知らせ

保険料を納めることが経済的に厳しいとき…

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが厳しい場合もあります。そのような場合は未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（10年間）に算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料全額免除は保険料を納めた時に比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。

保険料免除制度とは？

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

※一部免除が承認されると、減額された納付書が送付されますので一部納付分を必ず納付してください。
（一部納付分を納付しないと未納期間扱いとなります。）

- 2 保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害が残ったり死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。
（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

保険料納付猶予制度とは？

20歳から50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出していただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。これを納付猶予制度といいます。

申請できる期間

各年度の保険料は7月から翌年6月までが対象です。（令和2年度分は、令和2年7月から申請してください。）過去の期間は、申請月から2年1か月前まで申請できます。（年度毎の手続きが必要です。）

手続きするメリット

- 1 保険料を全額免除された期間（納付猶予を除く）は、老後年金を受け取る際に2分の1（税金分）受け取れます。

保険料免除・納付猶予の所得の基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

- ① 全額免除 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
- ② 4分の3免除 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ③ 半額免除 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ④ 4分の1免除 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ⑤ 納付猶予 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方も簡易な手続きで申請が可能となりました。

詳しくは、下記の間合せ先までご連絡ください。

保険料免除・納付猶予・学生納付特例を希望された方へ

結果通知

日本年金機構から承認・却下の通知が後日郵送されます。それまでの間、納付書や催告状が送付されるなど納付のご案内をさせていただきますのでご了承ください。

申請が却下された場合

お手元の納付書で、保険料を納付してください。
納付書を紛失した場合は、年金事務所で再発行しますので、ご連絡ください。

所得の申告は忘れずに！

保険料免除・納付猶予は、申請年度の前年所得を基準としていますので、毎年所得の申告は忘れずに行ってください。

問合せ先

帯広年金事務所 ☎ 0155 (25) 8113
役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

国民健康保険税の税率について

令和2年度の国民健康保険税率をお知らせします。

また、所得の少ない世帯への軽減措置の拡大が行われていますので併せて改正内容をお知らせします。

■ 医療給付費分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による※1	5%
資産割	固定資産税の年税額に対して	20%
均等割	被保険者1人につき	27,000円
平等割	1世帯につき	30,000円
特定世帯の平等割	基準要件による※2	最初の5年間 15,000円
		その後の3年間 22,500円
賦課限度額	課税額の上限	63万円

■ 介護給付費分

加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による※1	0.7%
資産割	固定資産税の年税額に対して	4%
均等割	被保険者1人につき	7,500円
平等割	1世帯につき	9,000円
賦課限度額	課税額の上限	17万円

■ 後期高齢者支援金分

加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの人に計算します。

区分	賦課基準	税率等
所得割	基準総所得金額による※1	1.2%
資産割	固定資産税の年税額に対して	10%
均等割	被保険者1人につき	7,000円
平等割	1世帯につき	8,000円
特定世帯の平等割	基準要件による※2	最初の5年間 4,000円
		その後の3年間 6,000円
賦課限度額	課税額の上限	19万円

- ※1 基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から330,000円を控除した金額です。
- ※2 特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいるため、国民健康保険被保険者（擬制世帯主を除く）が1人となった世帯をいいます。
- ※3 年齢は満年齢です。

【やむを得ず失業した人の国保税などの軽減】

倒産や解雇などで、やむを得ず失業した人（非自発的失業者）が国民健康保険に加入した場合、保険税や医療費の負担を軽減する措置があります。

対象者は、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として求職者給付を受ける方です。（離職理由コード11・12・21・22・23・31・32・33・34）ハローワークで発行された「雇用保険受給者証」と印鑑をお持ちになり、福祉課保険係へ届出してください。

軽減の内容は、離職日の翌日の属する月の年度から翌年度末日まで、対象者の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。また、高額療養費などの自己負担限度額区分を決める時の所得も同様に算定して判定します。

【国民健康保険税の軽減判定について】

軽減が受けられる世帯に該当する場合、軽減の段階に応じて均等割・平等割が減額されますが、令和2年度から次のとおり5割・2割軽減の基準が変更されます。7割軽減の基準は変更ありません。

<令和2年度からの軽減判定所得>

軽減区分	軽減判定所得の計算
7割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 33万円（擬制世帯主の所得も含めます。）
5割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 33万円 + 28万5千円 × （被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）
2割軽減	世帯の前年中の所得の合計 ≤ 33万円 + 52万円 × （被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一世帯に属する方です。

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎ (574) 2213